

鶴岡市地域振興懇談会設置要綱

平成 27 年 4 月 1 日
訓令第 21 号

(設置)

第 1 条

鶴岡市における地域振興の推進にあたり、幅広い視点から意見交換・議論を行い、今後の取組の方向性やより良い振興策・活性化策の検討に資するため、鶴岡市地域振興懇談会（以下「懇談会」という。）として、次の各号に掲げる区域を対象とする当該各号に定める懇談会を置く。

- (1) 藤島地域の区域 藤島地域振興懇談会
- (2) 羽黒地域の区域 羽黒地域振興懇談会
- (3) 櫛引地域の区域 櫛引地域振興懇談会
- (4) 朝日地域の区域 朝日地域振興懇談会
- (5) 温海地域の区域 温海地域振興懇談会

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域振興計画に関する事項
- (2) 地域課題及び地域活性化全般に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 懇談会は、各々委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、各区域に住所を有する者又は鶴岡市に住所を有し、各区域に存する事務所等に勤務している者で、次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 有識者

(任期及び失職)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。

3 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上公開しないことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、各区域を所管する地域庁舎の担当部署において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期の特例)

2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。